

第6号議案

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のよう
に定める。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い規定を整備する必要があり、及び本市独自の基準を明確にしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年豊後大野市条例第 26 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号) に定める基準の例による。

(暴力団関係者の排除)

第 4 条 家庭的保育事業等を行う者は、その運営について、暴力団関係者(豊後大野市暴力団排除条例(平成 23 年豊後大野市条例第 9 号) 第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者をいう。) の支配を受けてはならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。